



長野県報

2月9日(月)
平成16年
(2004年)
第1531号

目 次

告 示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）	1
介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定（高齢福祉課）	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の事業所の廃止（高齢福祉課）	2
介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の事業の指定の辞退（高齢福祉課）	3
道路の区域変更（2件）（道路維持課）	3
道路の供用開始（道路維持課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定（会計課）	4

公 告

一般競争入札（情報政策課）	4
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（生活文化課NPO活動推進室）	5
特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	5
土地改良区の定款変更認可（土地改良課）	5
特定調達契約に係る一般競争入札（3件）（医務課県立病院室）	5

正 誤

正誤（森林保全課）	9
-----------	---

告 示

長野県告示第57号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所きのした	上伊那郡箕輪町中箕輪12118番地4	平成16年2月1日
いいだケアセンター	飯田市北方1270番地4	〃 〃
宅幼老所あがらんしょ	木曾郡大桑村野尻1326番地3	〃 〃
デイサービスあい愛	木曾郡上松町小川2050番地5	〃 〃

(2) 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
須澤クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成16年1月1日

(3) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームまんてん	上伊那郡飯島町飯島2880番地1130	平成16年2月1日

(4) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
福祉用具レンタル事業所レインボー	長野市若槻団地1-508	平成16年2月1日
たくあん福祉用具貸与事業所	上伊那郡箕輪町中箕輪600番地1	" "
サクラケア長野店	長野市若里7丁目7番5号	" "
サクラケア千曲店	千曲市小島3172番地	" "
サクラケア上田店	上田市住吉280番8の1	" "

2 指定居宅介護支援事業者
事業所の名称
いいだケアセンター
医療法人丸山内科クリニック
サクラケア長野店
サクラケア千曲店

高齢福祉課

長野県告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定を、次のとおり行いました。

平成16年2月9日

長野県知事 田 中 康 夫

指定介護療養型医療施設

施設の名称	所在地	指定した年月日
須澤クリニック	南安曇郡穂高町大字穂高617番地	平成16年1月1日

高齢福祉課

長野県告示第59号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条及び第82条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年2月9日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者**(1) 訪問介護**

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
社会福祉法人大鹿村社会福祉協議会	下伊那郡大鹿村大河原362番地	平成15年12月31日

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
大本願ユートピアわかほ	長野市若穂綿内4429番地	平成15年12月15日
医療法人龍川会僊永堂醫院通所介護	飯田市今宮町4丁目68番地1	平成15年12月31日

(3) 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
須沢クリニック	南安曇郡穂高町穂高617番地	平成15年12月31日

(4) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
サクラケア長野店	長野市若里7丁目7番5号	平成16年1月31日
サクラケア千曲店	千曲市小島3171番地5	" "
サクラサービス株式会社サクラケア上田店	上田市住吉280番地1	" "

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
いいだ整骨院・中国はり治療院居宅介護支援事業所	飯田市北方1270番地4	平成15年12月14日
サクラケア長野店	長野市若里7丁目7番5号	平成16年1月31日

" "

高齢福祉課

長野県告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設からその事業の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年2月9日

長野県知事 田中康夫

事業所の名称
須沢クリニック所 在 地
南安曇郡穂高町穂高617番地指定を辞退した年月日
平成15年12月31日

高齢福祉課

長野県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年2月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県臼田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上野小海線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
南佐久郡北相木村字通岩日影778番の2地先から	旧	8.0～35.5	0.2707
南佐久郡北相木村字上の段641番地先まで		9.2～35.5	0.2546
同上	新	9.2～28.6	0.2546

道路維持課

長野県告示第62号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年2月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月9日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上田千曲長野自転車道線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市大字下之条字下川原1740番の9地先から	旧	m	km
上田市大字下之条字壱丁田1051番の1地先まで		3.0～7.8	0.2554
同上	新	3.0～7.8	0.2579

道路維持課

長野県告示第63号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年2月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 上田千曲長野自転車道線

2 供用を開始する区間

上田市大字下之条字下川原1740番の9地先から
上田市大字下之条字壱丁1051番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年2月9日

道路維持課

長野県北安曇地方事務所告示第2号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年2月2日、次の者を売りさばき人に指定しました。

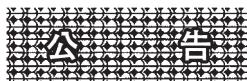
平成16年2月9日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

名 称 住 所

株式会社 松直呂服店 大町市大字大町4145
代表取締役 中村 正

会計課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月9日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

パスワード変更システム用サーバ等 一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成16年3月1日から平成16年3月31日まで

(4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

(5) 入札方法

賃借額の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成16年2月10日 午後2時から

(2) 場所 長野県庁議会増築棟 4階 401号会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年2月19日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県企画局情報政策課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年2月20日 午前11時

イ 場所 長野県庁西庁舎 1階 パソコン実習室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

6 その他